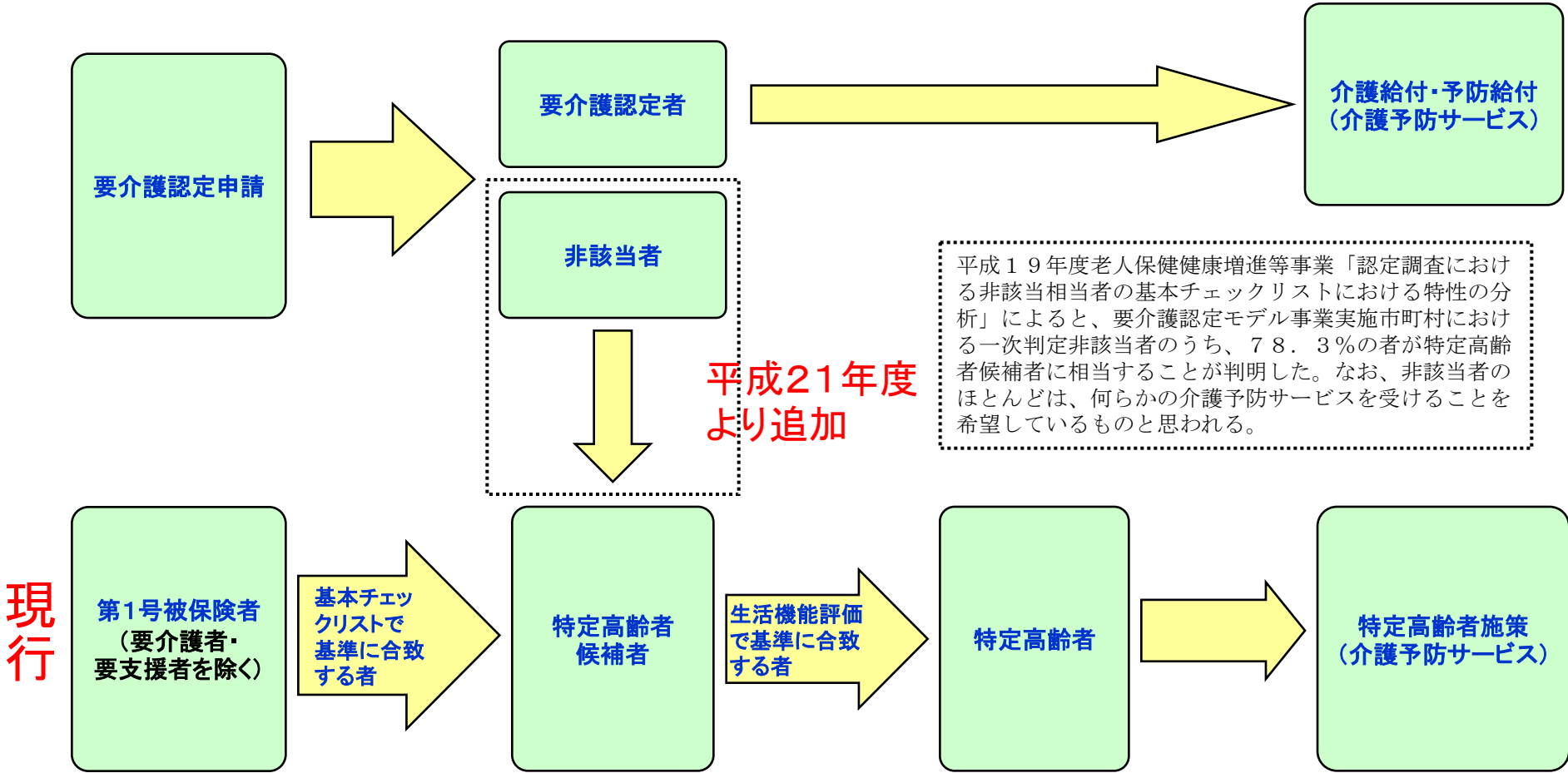


# 要介護認定非該当者を特定高齢者候補者とみなす取扱いについて

○現在、特定高齢者候補者は、基本チェックリストによって選定されることとなっているが、平成21年度より、さらに、要介護認定において非該当となった者についても、特定高齢者候補者として取扱うこととする。

○サービスを希望する非該当者に対して、特定高齢者施策による介護予防サービスを提供することができる。  
(特定高齢者と決定した場合)



平成19年度老人保健健康増進等事業「認定調査における非該当相当者の基本チェックリストにおける特性の分析」によると、要介護認定モデル事業実施市町村における一次判定非該当者のうち、78.3%の者が特定高齢者候補者に相当することが判明した。なお、非該当者のほとんどは、何らかの介護予防サービスを受けることを希望しているものと思われる。

現行